







**漁港法の一部を改正する法律案**

漁港法の一部を改正する法律

漁港法（昭和二十五年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第八条中第二項を削り、第三項を第一項とし、第四項及び第五項を一項ずつ繰り上げ、第六項を削る。

第二十条第二項中「百分の五十」の下に「前条第一項の特定第三種漁港については、百分の六十」を加える。

**附 則**

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2 第二十条第二項の規定による負担金で昭和三十七年度以前の予算に係るもの（昭和三十八年度以降に繰り越されたものを含む。）についての国の負担割合については、なお従前の例による。

**理 由**

漁港の整備を重点的に実施するたる理由である。

**沿岸漁業等振興法案****(目的)**

第一条 この法律は、国民経済の成長発展及び社会生活の進歩向上に即応し、沿岸漁業等の生産性の向上、その従事者の福祉の増進その他沿岸漁業等の近代化と合理化に關し必要な施策を講ずることによ

り、その発展を促進し、あわせて、沿岸漁業等の従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことを期すことができることを目途として、その地位の向上を図ることを目的とする。

(定義)  
第二条 この法律において「沿岸漁業」とは、次の各号に掲げる漁業をいう。

一 政令で定める小型の漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行なう水産動植物の採捕の事業

二 漁具を定置して行なう水産動物の採捕の事業（前号に該当するものを除く。）

三 水産動植物の養殖の事業  
四 水産業協同組合が行なう販売の事業の発達改善、水産物（加工水産物を含む。以下同じ。）の保藏及び輸送の施設の整備、水産物の取引の近代化、水産加工業の振興、水産物の生産及び流通の調整等によつて、水産物の流通の合理化、加工及び需要の増進並びに価格の安定を図ること。

五 災害による損失の合理的な補てん等によつて、経営の安定を図ること。

六 教育、試験研究及び改良普及の事業の充実等によつて、近代的な沿岸漁業等の従事者としてふさわしい者の養成及び確保を図ること。

七 職業訓練及び職業紹介の事業の充実、漁村地方における農業、工業等の振興等によつて、沿岸漁業等の經營に係る家計の安定に資するとともに、沿岸漁業等に係る基本的

八 漁村における交通、衛生、文化等の環境の整備、生活改善、労働関係の近代化等によつて、沿岸漁業等の従事者の福祉の増進を図ること。

一 水産資源の適正な利用、水産動植物の増殖等によつて、水産資源の維持増大を図ること。

二 渔港の整備、漁場の整備及び開発、漁業技術の向上等によつて、生産性の向上を図ること。

**三 経営規模の拡大、生産行程についての協業化、生産性の高い漁業への転換、資本設備の高度化等と漁場の利用の合理化とによつて、経営の近代化を図ること。**

(財政上の措置等)

四 水産業協同組合が行なう販売の事業の発達改善、水産物（加工水産物を含む。以下同じ。）の保藏及び輸送の施設の整備、水

造、能率的な漁具及び漁ろう装

置の記置等経営の近代化のための施設の導入

五 その他沿岸漁業の構造改善に

六 関し必要な事項

七 中小漁業の振興

八 水産物の冷凍及び冷蔵のための共同利用施設、水産物共同加工場等水産物の流通及び加工の施設の整備

九 国は、第二条第二項第二号に該当する沿岸漁業等の業種でそ

の業種に係る沿岸漁業等につき水

産資源の利用、漁船及び漁具、漁

ろう装置その他の設備、水産物の

取引関係、労働環境等に関し改善

を行なつてその振興を図る必要が

あると認められるものについて、

当該改善に係る基本的事項を定め

て公表するとともに、当該基本的

事項に定めるところによりその改

善を行なう當該業種に係る中小漁

業者及びその者を直接又は間接の

構成員とする團体に対し、必要な

助言、指導及び資金の融通のあつ

せんを行なう等當該業種に係る沿

岸漁業等の振興に關し必要な措置

を講ずるものとする。

**2 前項の施策は、地域の自然的經濟的社會的諸条件を考慮して講ずるものとする。**

(地方公共団体の施策)

第四条 地方公共団体は、國の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない。

一 生産性の高い漁業への転換及

び漁場の利用關係の改善

二 魚礁の設置、養殖漁場の造成等生産基盤の整備及び開発

三 集團操業に係る先達漁船の建造の施設の導入

四 水産業協同組合が行なう販

売の事業の発達改善、水産物（加工水産物を含む。以下同じ。）の保藏及び輸送の施設の整備、水

造、能率的な漁具及び漁ろう装

置の記置等経営の近代化のための施設の導入

五 その他沿岸漁業の構造改善に

六 関し必要な事項

七 中小漁業の振興

八 水産物の冷凍及び冷蔵のための共同利用施設、水産物共同加工場等水産物の流通及び加工の施設の整備

九 国は、第二条第二項第二号に該当する沿岸漁業等の業種でそ

の業種に係る沿岸漁業等につき水

産資源の利用、漁船及び漁具、漁

ろう装置その他の設備、水産物の

取引関係、労働環境等に関し改善

を行なつてその振興を図る必要が

あると認められるものについて、

当該改善に係る基本的事項を定め

て公表するとともに、当該基本的

事項に定めるところによりその改

善を行なう當該業種に係る中小漁

業者及びその者を直接又は間接の

構成員とする團体に対し、必要な

助言、指導及び資金の融通のあつ

せんを行なう等當該業種に係る沿

岸漁業等の振興に關し必要な措置

を講ずるものとする。

**四 行なわれるよう必要な援助等の措置を講ずるものとする。**

2 前項の構造改善事業は、次に掲

げる事項を行なうために必要な事業とする。

一 生産性の高い漁業への転換及

び漁場の利用關係の改善

二 前項の構造改善事業は、次に掲

げる事項を行なうために必要な事

業とする。

三 構造改善事業が総合的かつ効率的に

改善事業が総合的かつ効率的に

(調査及び試験研究の充実等)

**第十条** 国は、沿岸漁業等について、水産資源の維持増大、生産性の向上、水産物の利用及び加工に

の同一方針の下に、かつては、その技術の改良発達等を図るため、国の試験研究機関の行なう沿岸漁業等に関する調査及び試験研究の事業を充実する等必要な措置を講ずるものとする。

附則 1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のよう  
り改正する。

二　この法律は、公布の日から施行する。

二　この法律の施行前に締結した第一条の規定による貸付の契約に係る附則第二項及び第三項を削除する。

関係施設資金の供給の円滑化をはかつて参つたのであります。

しかしながら、農業及び沿岸漁業の構造改善事業の実施の状況、農林漁業経営の現状等を見まするに、現行の制度金融のうちには、その貸付金利、償還期限、貸付限度額等について条件緩和を緊要とするものがあり、特に農業構造改善事業促進対策に基づく事業の実施に必要な着手手続比直後の段階にて

に沿岸漁業経営の近代化をはかるのに必要な沿岸漁船の整備及び沿岸漁業の協業化促進のために必要な資金が含まれておりますて、昭和三十八年度におきましては総額三百億円の融資ワークを確保することといたしております。これら資金のうちには、従来農業近代化資金制度によって貸し付けられていたものも含まれておりますが、今後は、

2 国は、沿岸漁業等に関する調査研究及び試験研究につき、その重複を避け、及びその成果を高めるため、その課題、方法等について他の試験研究機関と協議し、当該調査

普及及び試験研究を他の試験研究機関と協力して実施する等必要な措置を講ずるものとする。  
(改良普及の事業に従事する職員等)

沿岸漁業等の現状にかんがみ、沿岸漁業等の発展及びその従事者の地位の向上を図るため、沿岸漁業等に関する国的基本的施策の方向を示すとともに、これに係る重点施策として、沿岸漁業の構造改善、中小漁業の振興、沿岸漁業等に係る調査及び試験研究の事業の充実等についての国の措置を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

**既入植者の営農の振興を図るため**、これに貸し付ける資金の利率を引き下げ、償還期間及び据置期間を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○長谷川委員長 提案理由の説明を聽取いたします。津島農林政務次官。

的に、かつ短期間に実施いたします。開化資金ではなく、長期低利の財政資金によるべきことが要請される等なお大幅な改善の必要が痛感されるのであります。このため、昭和三十八年度から、新たな構想のもとに、農業及び沿岸漁業の構造改善の計画的推進をはかり、農業経営及び林業経営の規模の拡大、改善と農業生産の選択的拡大を特に促進するため、これに必要な長期資金を特別に有利な貸付条件で農林漁業金融公庫から融通することを目的とする農林漁業經營構造改善資金融通制度を創設することとしたのであります。

によりまして、あとで限りの長期かつ低利の条件をもつて融通することいたしたのであります。この新制度を実施するため、農林漁業金融公庫の業務の範囲を拡充し、同公庫が貸し付けます農林漁業経営構造改善資金について特別に有利な貸付条件を定めるとともに、同公庫に対する政府からの出資金を増額する等の必要がありますので、本法案を提案した次第であります。

以下、改正のおもな内容について御説明申し上げます。

第一点は、資本金の増額であります。昭和三十八年度におきまして、農

善の指導を行なうことを任務とする職員並びにその職員を指導し及  
び沿岸漁業等に関する専門的事項について調査研究を行なうことを任務とする専門の職員を置く場合

開拓者資金融通法の一部を改正する法律

近年におきます国民経済の成長発展に伴いまして、農林漁業の構造改善を図らなければなりませんが、これにこたえるために、その資金的裏づけとして、農林漁

に、その設置及び助成につき御言及  
び助成を行なう等必要な措置を  
講ずるものとする。

(中央漁業調整審議会への諮問)

第十二条 農林大臣は、この法律の  
施行に関する重要事項について、  
中央漁業調整審議会の意見を聞く  
ことができる。

第二条第一項中「九年」を「二十二年」に、「五分五厘」を「五分」に改め、同条第五項中「前条第一項第一号の資金を、第一項に規定する償還条件で貸し付ける場合は六年以内、第二項に規定する償還条件で貸し付ける場合は四年以内、同条第一項第二号の資金を貸し付ける場合は

農業に対する長期かつ低利の資金の融通と拡充円滑化することが特に重要とおもっております。このような農林漁業の体質改善をはかるための資金需要にこたえるべく、政府は從来から農林漁業金融公庫の融資ワクの拡大等に努め、特に昭和三十六年度におきまして農業近代化資金制度を創設して農業

第一類第八号

特別会計から二百二十億円を出資することとしておりますので、現行の資本金に関する規定を改正することとしたいたしましたのであります。

第一点は、公庫の業務の範囲を拡大することとあります。農林漁業經營構造改善資金の融通を行ないますには、公庫の貸し付け得る資金の範囲を拡大する必要がありますので、公庫の業務の範囲に關する規定を改正することといたたいたのであります。すなわち、從来農業近代化資金によることとされておりました農業構造改善事業推進資金を新たに公庫が特別の貸付条件で融通すること及び畜産經營の拡大のために必要な資金の貸付の道を開くことに伴いまして、果樹以外の永年性植物の植栽資金及び家畜の購入資金を公庫が貸し付け得るようになりますとともに、從来自農維持創設資金融通法に依り、果樹園經營の改善のための資金として新たに果樹の育成に必要な資金の貸付を公庫の業務に加えますとともに、従来新たに農地または採草放牧地として利用するために必要な未墾地の取得資金をも含めて、公庫の本来の貸付業務に加えられました土地取得資金を、今回新たに農地または採草放牧地にして利用するためるために必要な未墾地の取得資金をも含めて、公庫の本来の貸付業務に加えられることとしております。

第三点は、農林漁業經營構造改善資金につきまして特別の貸付条件を定めることであります。從来公庫の貸付金の利率、償還期限及び据置期間は、特別別な資金を除いては、法律で定められた限度の範囲内で公庫が定めることとされておりましたが、今回この貸付条件に關する規定を改正いたしまして、

融通される資金を特に他の一般の資金と区分し、これにつきまして一般的の資金とは異なる特別の貸付条件を定めることいたしましたのであります。これを具体的に申しますと、まず、農業構造改善事業推進資金は、従来年六分五厘の農業近代化資金によつてまかなわれていた施設資金、家畜購入資金、果樹その他永年性植物の植栽資金について、年三分五厘という画期的な低利率を定めるとともに、その貸付期間も農業近代化資金では果樹の植栽資金については十五年以内、その他の資金については最長十二年であります。果樹植栽資金の場合は二十五年以内、その他の資金の場合は二十年以内といたしております。沿岸漁業構造改善事業推進資金につきましては、漁船その他の施設の改良、造成、取得等に必要な資金については、農業の場合と同様、利率を年三分五厘といたしております。この貸付条件によりまして、構造改善事業の計画的推進と園係農漁民の負担の軽減に資することができるものと考えております。

は、従来の公庫資金または農業近代化資金よりも利率を年一分ないし五厘引き下げるとともに、畜産經營拡大資金については、家畜購入資金と施設資金とのセット融資により、従来農業近代化資金では十二年以内であった貸付期間を十五年以内に延長し、さらに沿岸漁船の整備、沿岸漁業の協業化の促進のための資金につきましても、従来の公庫融資より利率を年一分引き下げることといたしております。

なお、本制度の実施にあたりましては、貸付限度額の引き上げ、行政庁による指導の強化等により、その効果の発現に万全を期することとしておりますほか、これと関連いたしまして、公庫の資金融通の円滑化に資するため、公庫が農地等を担保に徵する場合に、その担保評価額を引き上げるとともに、別途農地法に基づく農林省令を改正いたしまして、その担保権実行の際、公庫がみずから競落人となつて担保に徵した農地等を取得し得る道を開くようにして、農地等の担保力の活用をはかつて参りたいと考えております。

以上がこの法律案の提案の理由及びおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

次に、農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

農業近代化資金制度は、農家の預貯金等を長期低利の農業關係施設資金として還元することをねらいとし、このため農業協同組合系機関の資金を活用することとして創設されたものであつてまして、農業近代化資金助成法が昭和三十六年十一月に公布施行されまし

十六年度におきましては約二百七十三億円が貸し出され、昭和三十七年度におきましても、その利子補給承認額は融資ワク五百億円のはば満額に達する見込みであります。この法律に基づく政府の助成によりまして、農業者等の資本装備の高度化、農業経営の近代化をはかるために必要な資金の融通が円滑となり、農業協同組合系統融資機関に蓄積されていた農家資金の農業への還元が促進されて参りまして、おおむね所期の成果を達成しつつあるものと考えております。

しかしながら、農家の預貯金の状況を見ますに、地方銀行等の一般の金融機関にも相当な額の預金が預け入れられておりまして、一般金融機関と取引をしている農家も少なくないと考えられるのであります。従いまして、農家資金の農業への還元と、いう制度本来の趣旨からいたしまして、また近年ますます旺盛になつてゐる農家の資金需要を充足させますために、このよくな地方銀行等の保有しております農家資金を農業に還元し、また、農協系統融資機関から資金を借りがたい農業者等に農業近代化資金を借り入れる道を開く必要がありますので、この際、政府の助成にかかる農業近代化資金の融資機関の範囲を拡大し、銀行その他の金融機関で政令で定めるものをこの融資機関として加えることといたしたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいます

次に、ただいま上程せられました漁港法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

漁港法は、御承知の通り、水産業の基盤である漁港に関する基本的法律といたしまして、昭和二十五年に制定、公布を見ましたが、それ以来本法の規定により漁港の維持管理の適正化をはかるとともに、漁港整備計画については、第十回及び第二十二回の両国会の御承認を得て、これに従い、漁港修築事業の施行を推進し、着々漁港整備の実をあげ、わが国水産業の発展に寄与しているものであります。

しかしながら、最近におけるわが国水産業の発展と漁船の大型化、漁業情勢その他の経済事情の著しい変化に伴い、現行の漁港整備計画を実情に即するよう改める必要が生じてきているのであります。このために今次国会の御承認を得て漁港整備計画を変更することとしておりますが、その変更整備計画におきましては、緊急に整備を要する重要な漁港につきまして重点的に整備をはかることといたしておりますのであります。そのうち特定第三種漁港につきましては、今後事業の規模も大きくなり、地元地方公共団体の負担も増大して参りますので、この法律に基づく国の負担割合を引き上げる措置を講ずる必要が出て参つたのであります。このほか、本法の施行後ににおける漁港審議会の運営の実情にかんがみ、その組織についての規定を整理することが一そらその運営の実情に即するゆえんと存じまして、この際漁港法の一部を改正することとし、本法律案を提案いたしました次第であります。

以下、この法律案の内容について御説明申し上げます。

まずその第一は、漁港審議会の組織についての改正規定であります。従来漁港審議会の委員九人のうち、一人は水産庁長官をもつて充てることとされておりますが、本法施行後十二年間ににおける運営の実態は、行政機関の長としての水産庁長官が委員として本審議会において意見を述べ、意思決定に参加するようにしておく必要はなく、また、委員として審議に参加するよりも行政機関の長として審議会に臨む方がより適切と考えられることとともに、関係条項を整理することとしたので、この規定を削除することとした。

第二は、国庫負担率の引き上げに関する改正規定であります。これが特定第三種漁港について漁港修築事業を施行する場合における基本施設の修築に要する費用についての国の負担割合は、従来百分の五十であったものを、百分の六十に改めることとした

以上がこの法律案を提案する理由とその内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次に、沿岸漁業等振興法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

わが国の漁業は、その漁獲量において世界最大であり、動物蛋白質食糧の重要な補給源として、国民经济上重要な役割を果たして参りましたが、その生産の態様は多様であり、大きく分けますと、大規模漁業、中小漁業及び零細な沿岸漁業の三つの類型になると考

えられるのであります。このうち、漁業経営体の九割以上を占めている沿岸漁業は、一部の養殖業を除き、他産業と比較してその生産性及び従事者の生

活水準がかなり低い状態にあり、また、漁業生産の中核をなしている中

小漁業は、漁業種類、経営規模等により種々格差がございますが、不安定なものが多い現状であります。ことに最近

近における国民経済の成長発展に伴い、このような沿岸漁業等の傾向は、よいよ顕著となつてきているのであ

ります。また一方、国民経済の成長発展は、わが国の就業構造に著しい変化をもたらし、漁業の就業人口も減少しております。能率的な漁法、漁具の導入等によつて生産性の高い漁業を育成していく契機が生じてきておるのであります。

このよくな沿岸漁業等及びこれを取り巻く条件の変化等を背景といたしまして、沿岸漁業等の従事者の自由な意

思と創意工夫を尊重しつつ、沿岸漁業等の近代化と合理化をはかるとともに

あわせて沿岸漁業等の従事者が他の従事者と均衡する健康で文化的な

生活を営むことができるようにするため、沿岸漁業等に關する國の基本的施策の方向を示し、その重点的施策を明

らかにすることが緊要とされるに至つたわけであります。政府といたしてま

しては、これらの事情を勘案検討いたしましたので、今回これと同一の内容の法律案を提出することとした次第であります。

第一点といたしまして、この法律は、さきに述べました通り、沿岸漁業等の生産性の向上、その従事者の福祉の増進、その他沿岸漁業等の近代化と合理化に關し必要な施策を講ずることにより、その発展を促進し、あわせて

沿岸漁業等の従事者が他産業の従事者と均衡する生活を営むことを期することができるることを中途として、従事者の地位の向上をはかることを目的としているのであります。そしてこの目的を達成するための國の基本的施策の方

向といたしまして、(1)水産資源の維持増大、(2)生産性の向上、(3)経営の近代化、(4)水産物の流通の合理化、加工及

び需要の増進並びに価格の安定化、(5)災害による損失の合理的補てん等による

経営の安定、(6)近代的な沿岸漁業等の従事者としてふさわしい者の養成及び確保、(7)沿岸漁業等の従事者及びその家族の転職並びに沿岸漁業等の經營にかかる家計の安定、(8)漁村の環境の整備等による沿岸漁業等の従事者の福祉の増進の八項目を明らかにし、国は、その政策全般にわたり、これらの事項に關し、必要な施策を総合的に講じなければならぬこととするとともに、これら

の施策が画一的ではなく、地域的に自然的、経済的、社会的諸条件を十分考慮して行なわれるべき旨を定めた

のであります。

さきに、このよくな沿岸漁業等の改良普及の事業が実施される場合に

も低い現状にかんがみ、特に國は、都道府県が沿岸漁業の構造改善事業に

取り組んでおり、從つてまた生産性も生活水準

の普及または従事者の生活改善の指導を行なう専門技術員が置かれております。

第四は、沿岸漁業等の改良普及の事業に関する措置であります。現在都道府県には、沿岸漁業等の技術及び知識

の普及または従事者の生活改善の指導を行なう専門技術員が置かれております。

第五は、沿岸漁業の構造改善事業に關する総合的な計画を立て、これに基づいて構造改善事業が実施される場合に

助言及び助成等の強力な援助を行なう等の必要な措置を講ずるものとし

ております。

第六は、中小漁業の振興のための措

置を講ずることとしております。

第七は、中小漁業の構造改善事業が総合的、

かつ効率的に行なわれるよう必要な措

置を講ずることとしております。

第八は、中央漁業調整委員会における措置であります。中央漁業調整委員会の意見を聞くことといたしてお

ります。

第九は、この法律の施行に関する重

要事項につきましては、中央漁業調整委員会の意見を聞くことといたしてお

ります。

以上がこの法律案の提案理由及びそ

の内容の概略であります。何とぞ慎重

御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次に、ただいま提案になりました開拓者資金融通法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

戦後緊急開拓に始まつた開拓事業はすでに十七年を経過し、現在全国で約十五万戸の開拓農家が農業に従事しております。政府は、これら開拓農家の

當農を早期に安定させるため、従来から建設工事、營農施設の整備を促進する等各般の施策を講じて参り、特に開

拓者に対する助成措置の最も重要な一

次に、第二点といたしまして、これ具体的の施策といたしまして、以下の四つの施策を明らかにしております。

第一は、沿岸漁業についての構造改革のための国的基本的施策にかかる重点的な国

の

調査及び試験研究が必要であります。

そこで、国の試験研究機関の行なう

試験研究機関と協力して効率的に実施

する等の必要な措置を講ずることとし

ております。

第三は、沿岸漁業等を対象とする試験研究機関の行なう調査及び試験研究

の充実等に關する措置であります。

沿岸漁業の構造改善事業及び中小漁

業の振興のための施策の実施にあたつ

てはもちろんのこと、およそ沿岸漁業

の発展をはかるためには、その前提

環である融資の面におきましては、各種農業用施設、住宅、共同利用施設等開拓者の営農の基盤となる諸施設の取得または設置に要する資金につき、開拓者資金融通特別会計から長期低利の融資を行なつたのであります。

さらに、昭和三十二年に開拓営農振興臨時措置法が制定されましてからは、開拓者資金の融通の面におきまして既入植者の営農の振興に重点を置いて既入植者の営農の振興に相当の効果をもたらすことができたと考ふられました。

しかしこの反面、自立の精神と相当の経営的能力を有しながら立地条件の劣悪、資本設備の不足等開拓者自身の責に帰しがたい事由により、今なお営農の確立していない開拓農家も少なからず見られるのが現状であります。

政府は、開拓営農振興審議会の答申に基づき、これらの開拓農家が自発的に営農の振興をはからんとする場合に、少なくとも近傍における在来の中庸専業農家の水準にまで到達させることを目途とし、新たな観点に立つて、昭和三十八年度から新しい営農振興計画を樹立して参りたいと考えております。

このような見地から、既入植者に貸し付ける資金の償還条件の緩和をはかる等の必要があると考え、本法案を提出した次第であります。

次に、法案の改正点について御説明いたします。

第一は、開拓者資金融通特別会計から既入植者に融通いたしておりました

資金の利率を五厘引き下げて五分といひます。

第二は、從来既入植者のうち、開拓

営農振興臨時措置法の要振興農家以外の者はいわゆる振興対策資金を借り入れておられます。また開拓者資金を利用

できる場合であつても償還期間五年、据置期間四年以内という短期の資金しか利用できないという不利な立場に置かれていますが、このことができれば、また開拓者資金を利用

できます。

これは開拓営農振興臨時措置法に基づく振興対策を実施して以来既入植者の間に相当の格差が生じております。また、同法施行時におきまして不振開拓者がすべて要振興農家となる機会を有したわけでもなく、現在では長期資金を食し付けるべき対象者を要振興農家に限定することが妥当とは言いがたい事情になつていてことによるものであります。

○長谷川委員長 本日はこの程度にとどめます。

次会は明日午前十時から開会することとし、これにて散会いたします。

午前十一時六分散会